

平成 24 年 6 月 29 日
東京税関業務部

関係各位

ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の課税期間満了について

韓国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維については、「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 14 年 7 月 26 日政令第 262 号）」により、不当廉売関税が課されてきたところですが、本年 6 月 28 日をもって課税期間が満了するため、本年 6 月 29 日からはポリエステル短繊維に対する不当廉売関税は課されないこととなる旨お知らせいたします。

なお、NACCS 掲示板には 6 月 29 日の午前中に掲載されます。

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337